

伊達市過疎地域自立促進計画 概 要

市長直轄総合政策課

伊達市過疎地域自立促進計画について

1 計画策定趣旨

過疎地域自立促進特別措置法（以下「過疎法」という。）の規定に基づき、過疎地域に指定されている旧霊山町及び旧月舘町の平成22年度～平成27年度までの伊達市過疎地域自立促進計画（以下「過疎計画」という。）を策定した。

法改正 期限を平成32年度末に延長

平成28年度～平成32年度までの過疎計画を策定
(現計画の期間変更でなく、新たに計画を策定)

2 作成の目的

人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、これらの地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与することを目的とする。（過疎法第1条抜粋）

3 計画の内容

- ①基本的な事項（市の概況 人口及び産業の推移など）
- ②産業の振興
- ③交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進
- ④生活環境の整備
- ⑤高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進
- ⑥医療の確保
- ⑦教育の振興
- ⑧地域文化の振興等
- ⑨集落の整備
- ⑩その他地域の自立促進に関し必要な事項

4 現在の計画との主な変更点

- ▶原発事故による過疎地域を取り巻く現状と課題の明記
- ▶伊達市復興計画及び伊達市第2次総合計画の中から具体的な実施事業を明記
- ▶相馬福島道路の開通を見通した各種内容
など

伊達市過疎地域自立促進計画 目次構成

1 基本的事項

- (1) 伊達市の概況
- (2) 人口及び産業の推移と動向
- (3) 行財政の状況
- (4) 地域の自立促進の基本方針
- (5) 計画期間

2 産業の振興

- (1) 現状と問題点
 - ①農業 ②林業 ③工業 ④商業 ⑤観光
- (2) その対策 (3) 事業計画

3 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進

- (1) 現状と問題点
 - ①道路 ②情報通信 ③電子自治体化の推進
 - ④交通確保対策 ⑤地域間交流
- (2) その対策 (3) 事業計画

4 生活環境の整備

- (1) 現状と問題点
 - ①水道 ②廃棄物処理施設 ③汚水処理施設
 - ④消防施設 ⑤住宅 ⑥公園
- (2) その対策

5 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

- (1) 現状と問題点
 - ①高齢者福祉 ②児童福祉 ③障がい福祉 ④地域福祉
- (2) その対策

6 医療の確保

- (1) 現状と問題点 (2) その対策

7 教育の振興

- (1) 現状と問題点
 - ①幼児教育 ②学校教育 ③生涯学習・社会教育
 - ④健康・スポーツ
- (2) その対策 (3) 事業計画

8 地域文化の振興等

- (1) 現状と問題点 (2) その対策

9 集落の整備

- (1) 現状と問題点
 - ①集落 ②宅地造成・販売
- (2) その対策 (3) 事業計画

10 その他地域の自立促進に関し必要な事項

- (1) 現状と問題点
 - ①市民協働のまちづくりの推進 ②新エネルギーの活用
- (2) その対策 (3) 事業計画

※構成は総務省からの記載例に準じ構成しています。
※(3)事業計画については、霊山地域・月舘地域の事業のうち、新市建設計画にあげられた起債事業、または、代表的なソフト事業について記載しています。

伊達市過疎地域自立促進計画 概要①

1 基本的事項

(1) 伊達市の概況

- ア 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要
イ 過疎の状況

- ・ S 4 5 : 旧月館町過疎指定
- ・ H 1 4 : 旧霊山町過疎指定

- ウ 産業構造の変化、地域の経済的な立地特性、県の総合計画等における位置づけ等配慮した市の社会経済的発展の方向の概要

- ・ 第1次産業から第2次、第3次産業への移行
- ・ 新市建設計画を基本としたまちづくり

(2) 人口及び産業の推移と動向

- ア 人口の推移と動向

- ・ 市の人口 S 3 5 = 7 6 , 3 6 1 人 (国勢調査)
- H 2 2 = 6 6 , 0 2 7 人 (国勢調査)
- H 3 4 = 5 4 , 3 0 0 人 (推計)

- イ 産業の推移と動向

- ・ 市の就業人口に占める第1次産業就業者の割合
S 3 5 = 6 2 . 3 % H 2 2 = 1 3 . 5 %

(3) 行財政の状況

- ア 行政の状況 イ 財政の状況 ウ 施設整備状況

(4) 地域の自立促進の基本方針

- ・ 「伊達市第2次総合計画」に基づいた、各地域の特色に配慮したまちづくりに取り組む。

(5) 計画期間

- ・ 平成28年4月1日～平成33年3月31日

2 産業の振興

①農業

【現状及び問題点】

- 産地間競争の激化 ●農産物の価格低迷 ●耕作放棄地
- 農業従事者の高齢化 ●有害鳥獣被害の増加
- 原発事故による風評被害 ●担い手確保対策

【その対策】

- 1) 農業生産基盤の整備対策
- 2) 地域農業の整備及び農地の流動化対策
- 3) 農業生産の担い手対策 4) 生産向上対策
- 5) 流通等の対策 6) 多面的な農用地利用推進

②林業

【現状及び問題点】

- 原発事故による大きな打撃
- 森林資源を将来にわたり確保していくための対策
- 森林整備の必要性

【その対策】

- 1) 森林の整備・保全 2) 林道・作業道等の整備
- 3) 特用林産物及び林産物の生産 4) エネルギーの活用

③工業

【現状及び問題点】

- 原発事故による経営の不安定
- 既存企業における雇用安定や人材の育成強化
- 相馬福島道路の開通という強みを活かした企業誘致の検討

【その対策】

- 1) 相馬福島道路の開通に伴う新規企業誘致
- 2) 人材育成支援、中小企業支援施策強化

伊達市過疎地域自立促進計画 概要②

④商業

【現状及び問題点】

- 日常生活における自動車利用による行動範囲の拡大
- 消費者の選択肢の拡大 ●空き店舗増加
- 少子高齢化社会に対応し、消費者に密着した特色のある商店街の形成

【その対策】

- 1) 魅力ある商店街づくりの環境整備
- 2) 公共交通を充実させ、車に過度に依存せず移動することができ、誰もが暮らしやすく環境の負荷が少ないコンパクトな「人」中心の新しいまちづくりの推進

⑤観光

【現状及び問題点】

- 人々の生活様式多様化 ●観光に対するニーズの多様化
- 都市に住む住民の農山村への興味や関心の強まり

【その対策】

- 1) 地域の歴史と文化、産業の特性を活用した観光地整備

【事業計画】

- 1) 霊山道の駅整備事業、霊山高原構想整備事業

3 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進

①道路

ア 国道、県道

【現状及び問題点】

- 国道115号の復興支援道路として整備
- 国道349号の一部区間バイパス開通
- 未整備区間の早急な整備及び幅員が狭い県道の整備

【その対策】

- 1) 早期の整備が図られるよう要望する。

イ 市道

【現状及び問題点】

- 山間部の市道整備の遅れ
- 道路整備には巨額の費用を要し、効率的な整備が困難な状況

【その対策】

- 1) 未改良区間の早期整備の推進

【事業計画】

- 1) 掛田・小国線 2) 下屋敷高ノ上線 3) 繕木杉ノ内線
- 4) 前地田代線 5) 寺村社旭作線

ウ 農道

【現状及び問題点】

- 市道に比べ農道の整備の遅れ
- 農道の整備や維持管理の要望

【その対策】

- 1) 農業生産基盤整備や生活環境整備、並びに各種施策と整合のとれた農道の整備

エ 林道

【現状及び問題点】

- 道路規模が大きい。
- 観光や地区間の交流などで利用できる林道が少ない。
- 林業自体の低迷

【その対策】

- 1) 林道等路網の整備により林地の荒廃を防止する。

【事業計画】

- 1) 森林居住環境整備事業大霊山線

②情報通信

【現状及び問題点】

- 災害時の通信不安 ●きめ細やかな情報システムの構築

【その対策】

- 1) 関連施策の活用を図った情報システムの構築推進

伊達市過疎地域自立促進計画 概要③

③電子自治体化の推進

【現状及び問題点】

- 電子自治体実現のための早急な対応

【その対策】

- 1) 各種の届出手続きが簡素化
- 2) 行政機関の情報化推進

④交通確保対策

【現状及び問題点】

- 高齢者や児童・生徒等にとって、既存の生活路線バス等は日常生活に不可欠
- 将来の財政負担に考慮し、地域の実情に応じたサービスの検討

【その対策】

- 1) 市町村生活バスの運行方法の見直し
- 2) 地域公共交通の利用促進検討

【事業計画】

- 1) 市町村生活バス等運行事業
- 2) デマンド型乗合タクシー運行事業

⑤地域間交流の促進

【現状及び問題点】

- 他の地域と交流による大きな効果
- 都市住民との交流検討

【その対策】

- 1) 魅力ある農村づくりの推進
- 2) 都市住民と地元住民との交流の場の拡大
- 3) 定住・二地域居住の推進

【事業計画】

- 1) 月舘地域交流施設整備及びまちづくり環境整備事業

4 生活環境の整備

①水道

【現状及び問題点】

- 福島地方水道用水供給企業団から受水による本格給水
- 掛田配水池から自然流下による配水可能な地域までの拡張完了
- 上小国地区の水道施設整備を推進中。
- 月舘地域での拡張事業は完了済み。
- 既存の石綿セメント管の更新事業の推進

【その対策】

- 1) 給水区域内の普及率向上
- 2) 水道未普及地域における生活用水確保
- 3) 耐久性や耐震性の優れた水道管の更新

②廃棄物処理施設

【現状及び問題点】

- リサイクルをはじめ、循環型社会への移行

【その対策】

- 1) 各家庭を対象とした生ごみ処理機購入補助
- 2) 古紙を回収する団体に対する奨励金の交付

③汚水処理施設

【現状及び問題点】

- 集落が散在 ●生活雑排水などによる河川等の水質汚濁

【その対策】

- 1) 合併処理浄化槽設置者への補助金交付

④消防施設

【現状及び問題点】

- 消防屯所、消防ポンプ自動車等の老朽化
- 消防団員の確保 ●地域防災力の整備

【その対策】

- 1) 老朽屯所の改築
- 2) 消防ポンプ自動車等更新

伊達市過疎地域自立促進計画 概要④

⑤住宅

【現状及び問題点】

- 超高齢化社会 ●地域外へ転出する若年層の増加
- 賃貸可能住宅 ●定住促進対策

【その対策】

- 1) 若年層やU・J・Iターン者の定住の促進
- 2) 高齢者にやさしい住まいづくり助成事業の促進

⑥公園

【現状及び問題点】

- 緑豊かな自然環境に優れた既存の公園
- 災害時の避難場所、地域住民の交流の場としての役割

【その対策】

- 1) 公園整備の継続

5 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

①高齢者福祉

【現状及び問題点】

- 霊山地域の高齢化率36.7%（H27.9末）
- 月舘地域の高齢化率38.1%（H27.9末）
- 市全体の高齢化率31.7%で高齢化が進展
- 介護や支援が必要な高齢者の増加

【その対策】

- 1) 地域包括ケアシステムの構築
- 2) 元気づくりシステムの導入
- 3) 生活を支える地域づくり
- 4) 介護予防の推進と介護サービスの充実
- 5) 生きがいづくりと社会参加の促進

②児童福祉

【現状及び問題点】

- 晩婚化・非婚化による出生率の低下
- 少子化は過疎地域にとって大きな問題
- 働く女性や子育ての負担軽減

【その対策】

- 1) 0歳児の保育を継続など保育サービスの充実
- 2) 児童の遊びの場の確保
- 3) 就学前までの乳幼児を対象とした発達段階に応じた総合的な子育て支援の充実
- 4) 子ども・子育て支援事業計画に沿った少子化対策の各種取組

③障がい福祉

【現状及び問題点】

- 障がい者が地域で自立して生活する対策
- 障がい者の社会への参加を図るための対策
- 障がい者の自立支援のための相談支援等、サービス基盤充実

【その対策】

- 1) 地域生活支援事業の推進
- 2) 公共施設におけるバリアフリー
- 3) 文化・レクリエーション活動等支援
- 4) 障がい者就労支援専門員による雇用・就労活動の支援
- 5) 難病患者や精神障がい者保健・医療等の確立

④地域福祉

【現状及び問題点】

- 安心して暮らせる地域づくり

【その対策】

- 1) 地域の福祉ボランティア育成や組織の強化

伊達市過疎地域自立促進計画 概要⑤

6 医療の確保

【現状及び問題点】

- 医療機関はあるが、一部の専門診療科がない。
- 市内の他地域や市外の医療機関を利用せざるを得ない。
- 通院するにしても交通の便が悪い。

【その対策】

- 1) 医療機関の医師確保
- 2) 救急医療体制の整備
- 3) 医療機関等への公共交通体系確立

7 教育の振興

①幼児教育

【現状及び問題点】

- 同年代の幼児による集団での遊びや自然とのふれあい等の機会が少ない。
- 幼児期の特性をふまえた教育の充実が課題

【その対策】

- 1) 個人、社会生活に必要な基本的な習慣や態度を身につける教育の実践に努める。
- 2) 預かり保育の充実
- 3) 幼稚園、保育園等と小学校との連携推進

②学校教育

【現状及び問題点】

- 児童・生徒数が年々減少 ●複式学級の実施
- 学校規模の適正化や適正配置の検討

【その対策】

- 1) 地域の特色を生かした教育等の推進
- 2) 児童・生徒数の減少に伴う学校運営の検討
- 3) 計画的な耐震補強や改修、維持修繕
- 4) 小学校の余裕教室の活用による施設整備の検討

5) 遠距離通学経費の負担軽減

【事業計画】

- 1) 児童・生徒遠距離通学費補助事業

③生涯学習・社会教育

【現状及び問題点】

- 余暇時間の増大 ●生涯にわたり実行する生涯学習活動

【その対策】

- 1) 生涯学習の普及、啓発
- 2) 交流館をはじめとした社会教育施設の整備
- 3) 国内外との地域間交流の促進
- 4) 社会参画への機会と場の提供
- 5) 家庭及び地域社会の教育力の向上 6) 地元学の推進

④健康・スポーツ

【現状及び問題点】

- 生涯を通じた健康づくりとスポーツ活動の必要性の高まり
- 多様化した地域住民のニーズ

【その対策】

- 1) 適切な学習機会や情報の提供に努め、健康・スポーツの機会の拡充を図る。
- 2) それぞれの体力、年齢、興味、目的に応じて、親しみ、楽しむことができるスポーツやレクリエーション活動の推進

8 地域文化の振興等

【現状及び問題点】

- 数多くの史跡や文化財等が遺されている。
- 歴史的財産に対する保護意識の啓発と保存施設の整備
- 伝統行事や郷土芸能等も受け継がれている。
- 近年の社会情勢の変化から、伝統文化の継承が困難な状況

【その対策】

- 1) 文化団体等の育成支援 2) 芸術文化に接する機会の推進
- 3) 貴重な伝統等に対する地域住民の意識の高揚

伊達市過疎地域自立促進計画 概要⑥

9 集落の整備

①集落

【現状及び問題点】

- 若年者の流出 ●高齢者の一人暮らしや夫婦のみ世帯増加
- 地域連帯感の希薄化、集落機能の低下
- 地区行事の保存継承が困難な集落の存在

【その対策】

- 1) 伝統文化、生活文化等の振興の取組みの推進
- 2) 地域おこし支援員による地域の活性化の取組みの推進
- 3) 復興支援員による原発事故からのコミュニティ再構築支援

【事業計画】

- 1) 生き生き集落づくり事業（地域おこし支援員）
- 2) 地域のきずな支援事業（復興支援員）

②宅地造成・販売

【現状及び問題点】

- 都市部からのU・J・Iターン者の増加
- 宅地を求める人の増加
- 「つきだて夢見の郷」での事業

【その対策】

- 1) 「つきだて夢見の郷」販売促進

10 その他地域の自立促進に関し必要な事項

①市民協働のまちづくりの推進

【現状及び問題点】

- 地域住民の声を市政運営に生かすこと
- 行政と住民や地域の諸団体が協働して地域づくりを推進

【その対策】

- 1) 地域づくり団体などとの連携強化
- 2) 活動施設整備

②新エネルギーの活用

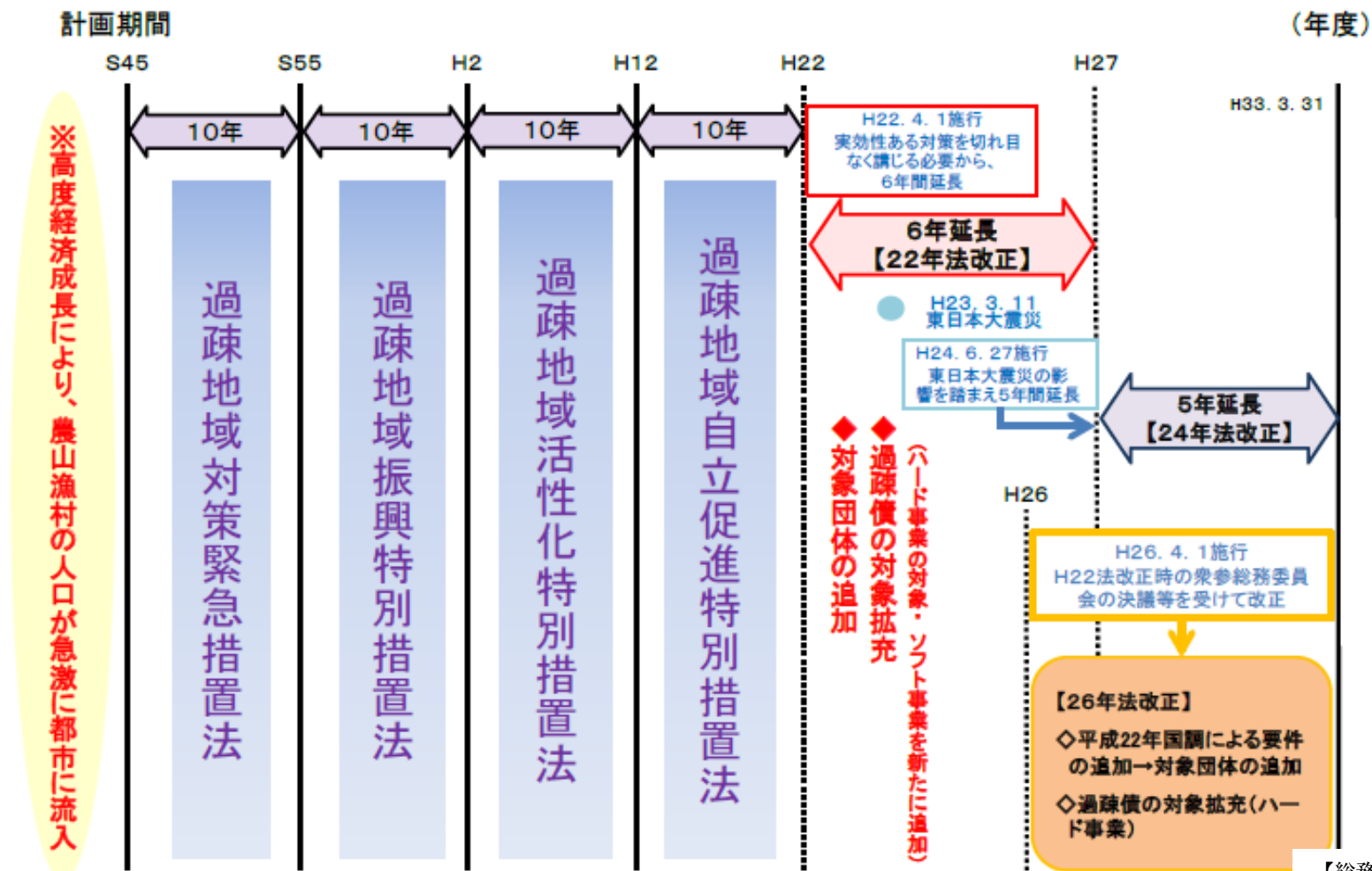
【現状及び問題点】

- 地球温暖化 ●新エネルギーの有効な利活用

【その対策】

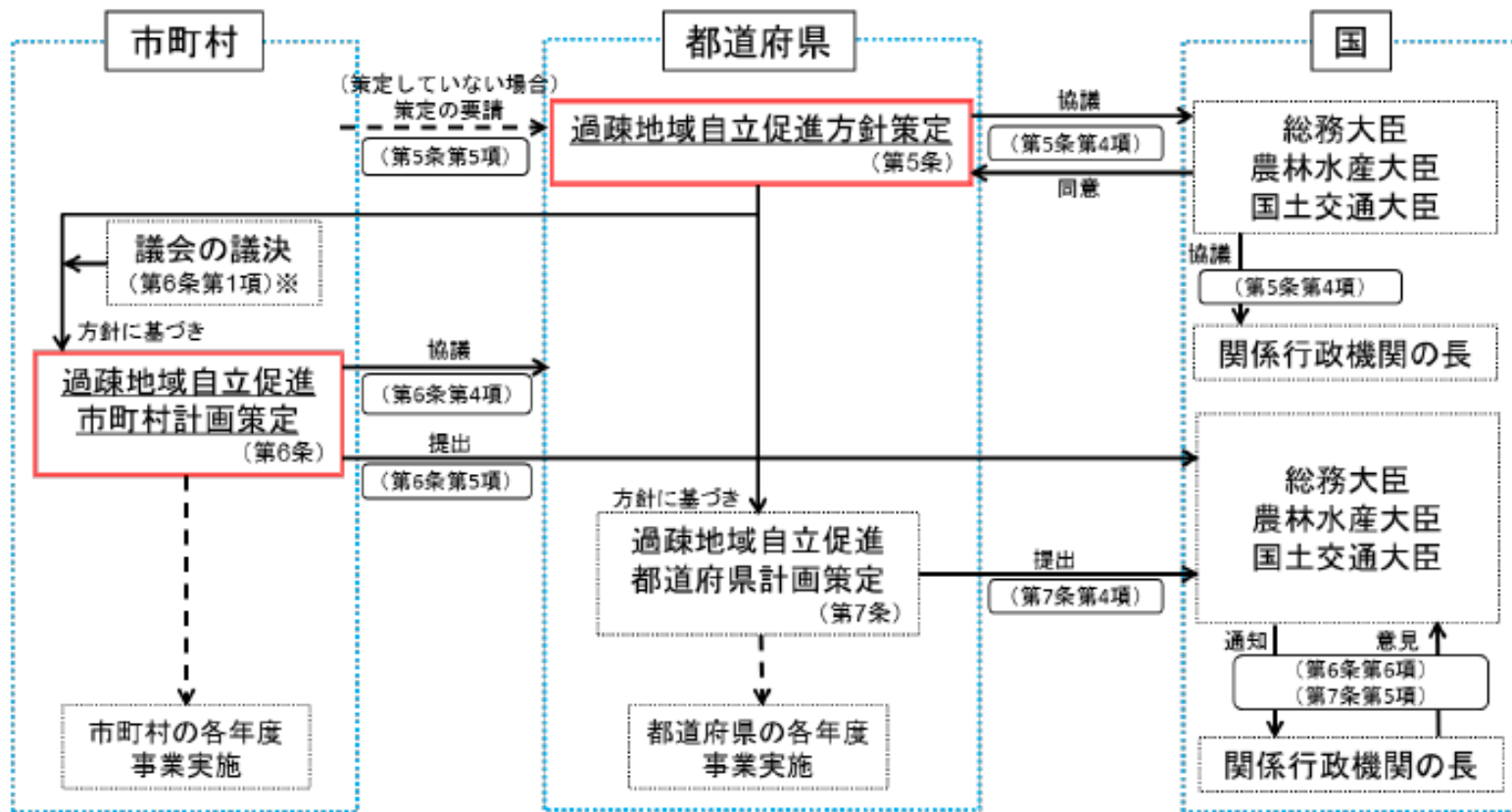
- 1) 豊かな自然環境にふさわしい新エネルギーの検討

過疎対策法の流れ



【総務省資料】

過疎地域自立促進計画等の策定フロー図



過疎対策事業債の概要

過疎対策事業債は、過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)による過疎地域の市町村が、過疎地域自立促進市町村計画に基づいて行う事業の財源として特別に発行が認められた地方債である。

過疎対策事業債は、総務大臣が各都道府県に同意等予定額の通知を行い、各都道府県知事が市町村ごとに同意(許可)を行う。

その元利償還金の70%は普通交付税の基準財政需要額に算入されることとなっている。

1 対象事業

産業振興施設等	<ul style="list-style-type: none"> ○地場産業、観光、レクリエーションに関する事業を行う法人に対する出資 ○産業の振興を図るために必要な市町村道及び市町村が管理する都道府県道並びに農道、林道・漁港施設・港湾施設 ○地場産業の振興に資する施設 ○中小企業の育成又は企業の導入若しくは起業の促進のために市町村が個人又は法人その他の団体に使用させるための工場及び事務所 ○観光、レクリエーションに関する施設 ○農林漁業の経営の近代化のための施設 ○商店街振興のために必要な共同利用施設 	<ul style="list-style-type: none"> ○下水処理のための施設 ○一般廃棄物処理のための施設 ○火葬場 ○消防施設 ○高齢者の保健又は福祉の向上又は増進を図るための施設 ○障害者又は障害児の福祉の増進を図るための施設 ○保育所、児童館 ○認定こども園 ○市町村保健センター及び母子健康センター ○診療施設 ○簡易水道施設
交通通信施設	<ul style="list-style-type: none"> ○市町村道及び市町村が管理する都道府県道・橋りょう ○農林道 ○電気通信に関する施設 ○交通の便に供するための自動車、渡船施設 ○住民の交通手段の確保又は地域間交流のための鉄道施設及び鉄道車両並びに軌道施設及び軌道車両 ○除雪機械 	<ul style="list-style-type: none"> ○市町村立の幼稚園 ○公立の小中学校の校舎、屋内運動場、<u>屋外運動場、水泳プール</u>、寄宿舎、教職員住宅、<u>スポーツ・学校給食施設・設備</u> ○市町村立の高等学校の校舎、<u>屋内運動場、屋外運動場、水泳プール</u>、寄宿舎、教職員住宅、<u>スポーツ</u> ○図書館 ○公民館その他の集会施設 ○地域文化の振興等を図るための施設
過疎地域自立促進特別事業(いわゆるソフト対策事業)	<ul style="list-style-type: none"> ○地域医療の確保、住民の日常的な移動のための交通手段の確保、集落の維持及び活性化その他の住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るため特別に地方債を財源として行うことが必要と認められる事業(基金の積立を含む) 	

※ 下線は、H26年の法令改正により追加された事業である。

2 地方債計画額

平成27年度4,100億円

平成26年度3,600億円

【総務省資料】